





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年9月25日(火) 第9637号

■ 目 次

ページ

告 示

○第二種区画漁業の免許の内容たるべき事項等(蚕糸園芸課)

2

監査委員公告

○監査結果の公表 3

■ 告 示

◎群馬県告示第269号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、第二種区画漁業の免許の内容たるべき事項 等を次のとおり定めた。

平成30年9月25日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 区画漁業の免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業種類	漁場の位置及び区	域	漁業の名称	漁業時期	地元地区
区第1号	第二種 区画漁業	前橋市飯土井町68	飯土井沼	こい類養殖業	1月1日から 12月31日まで	前橋市
区第2号	同	前橋市荒子町479	葭沼	同	同	同
区第3号	同	前橋市江木町1142	江木新沼	同	同	同
区第4号	同	前橋市江木町978	谷地沼	同	同	同
区第5号	同	前橋市田口町字中子803	中子沼	同	同	同
区第6号	同	前橋市上大屋町94	千貫沼	同	同	同
区第7号	同	前橋市大前田町189	久保替戸沼	同	同	同
区第8号	同	前橋市粕川町込皆戸186	熊の穴上沼	同	同	同
区第9号	同	前橋市粕川町込皆戸187	熊の穴下沼	同	同	同
区第10号	同	前橋市粕川町深津1569	頭無沼	同	同	同
区第11号	同	前橋市粕川町中222	寺後沼	同	同	同
区第12号	同	前橋市粕川町込皆戸86	入田沼	同	同	同
区第13号	同	前橋市粕川町上東田面16	伊勢の森上 沼	同	同	同
区第14号	同	前橋市粕川町上東田面16	伊勢の森下 沼	司	同	同
区第15号	同	前橋市粕川町月田1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同	同
区第16号	同	北群馬郡吉岡町南下長山6 10	大藪沼	こい類養殖業	同	北群馬郡 吉岡町
区第17号	同	伊勢崎市波志江町2768	波志江下沼	同	同	伊勢崎市
区第18号	同	伊勢崎市波志江町3096	波志江上沼	同	同	同
区第19号	同	伊勢崎市磯町350-1	磯沼	同	同	同
区第20号	同	伊勢崎市境下渕名九反田3	下渕名東沼	同	同	同

区第21号	同	高崎市吉井町本郷吉田甲848	本郷沼	同	同	高崎市
区第22号	同	高崎市箕郷町富岡 3 4 1	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同	同
区第23号	同	藤岡市金井字牛秣469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同	藤岡市
区第24号	同	吾妻郡中之条町大字入山字 沼山4059-2ほか	野反湖	ます養殖業	同	吾妻郡 中之条町
区第25号	同	利根郡片品村大字東小川字 根子4660	丸沼	同	同	利根郡 片品村
区第26号	同	利根郡片品村大字東小川字 菅沼4657	菅沼	同	同	同
区第27号	同	利根郡片品村大字東小川字 根子4661	大尻沼	同	同	同

- 2 免許予定日 平成31年1月1日
- 3 申請期間 平成30年10月1日から同年11月11日まで
- 4 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

■ 監査委員公告

◎監査公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の 結果を次のとおり公表する。

平成30年9月25日

 群馬県監査委員
 丸
 山
 幸
 男

 同
 林
 章

 同
 萩
 原
 渉

 同
 水
 野
 俊
 雄

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の 趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象機関 県庁等100機関 地域機関等1機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 1件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 3件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課(平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管財課 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学事法制課 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
広報課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理室 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課(平成30年9月3日)	(注意事項) 公共料金その他経費を自動口座振替の方法により支払う場合について、群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱第9条第1項において、自動口座振替に係る前渡金の精算に当たっては、精算残金がない場合は、当該料金の支払から10日以内に記帳済通帳を支出命令者に提示すること、同条第2項において、支出命令者は記帳済通帳の備考欄に確認印又はサインをすること、同条第3項において、精算残金がある場合は通常の戻入による精算手続を行うことされており、また、群馬県財務規則第95条第5項において、前渡金の精算確認において残金があるときは、直ちに戻入することとされている。当該機関は、電話料金等を自動口座振替の方法で支払うため、資金前渡職員口座を開設し、当該口座に支出しているが、平成29年6月30日以降の支払について、前渡金の精算手続を行っていなかった。また、平成30年2月分の携帯電話料金13,104円の支払に当たり、同年3月12日に同年4月2日を支払日とする資金前渡職員口座への支出回議を行ったにもかかわらず、誤って同年3月19日に同様の支出回議を行ったことにより、同年4月2日に資金前渡職員口座に合計26,208円を支出したため、同日に自動口座振替された13,104円を除く13,104円が残金となったが、同年7月17日まで戻入していなかった。さらに、平成30年5月分のプロバイダー料金2,138円の支払に当たり、資金前渡職員口座への支出を行わなかったにもかかわらず、資金前渡職員口座への支出を行わなかったにもかかわらず、資金前渡職員口座への支出を行わなかったにもかかわらず、資金前渡職員口座に残金があったことから、同年6月5日に自動口座振替された事例が認められた。
総務事務センター (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成30年8月27日)

(2) 企画部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
企画課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合政策室 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国際戦略課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域政策課(平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
情報政策課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課(平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産課(平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
県民生活課 (平成30年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県民センター (平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課(平成30年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人権男女·多文化共生課 (平成30年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課(平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
こども政策課	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成30年7月17日)	
子育て・青少年課 (平成30年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
児童福祉課 (平成30年7月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課(平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域包括ケア推進室 (平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
保健予防課 (平成30年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (平成30年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
薬務課 (平成30年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保援護課(平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (平成30年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (平成30年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境エネルギー課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成30年8月30日)	
自然環境課 (平成30年8月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (平成30年8月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (平成30年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
森林保全課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
緑化推進課(平成30年8月22日)	(指摘事項) 当該機関は、平成24年4月1日に臨時雇用者1名を新規に雇用し、平成29年3月31日まで雇用した。また、平成24年7月1日に臨時雇用者1名を新規に雇用し、事務監査日(平成30年7月11日)現在まで雇用している。当該臨時雇用者の雇用について、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1)臨時雇用者の勤務条件等は、群馬県臨時雇用者取扱基本要領により定められている。また、臨時雇用者の休暇等は、平成28年度は臨時雇用者の休暇取扱要領、平成29年度は非常勤職員の休暇等取扱要領により定められている。 当該機関は、上記要領等に定めがないにもかかわらず、臨時雇用者2名に対し、平成28年4月から平成30年3月までの間に勤務した休日の代休を指定し、代休取得日(25日、115,147円)を賃金の支給対象としていた。 (2)群馬県臨時雇用者取扱基本要領第3条及び第9条において、第1種臨時雇用者の1週間の勤務日数は5日以内とされている。当該機関は、第1種臨時雇用者1名について、平成29年4月2日から平成30年2月17日までの46週のうち8週において、1週間の勤務日数を6日としていた。

(7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業構造政策課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
技術支援課(平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸園芸課 (平成30年8月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (平成30年8月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産課 (平成30年8月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農村整備課(平成30年8月8日)	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入する場合、予定 価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を

徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知(平成12年3月31日会第28号)により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。

また、同規則第218条第1項の規定により、県庁にあっては、一部の場合を除き、物品購入依頼回議書及び物品購入依頼書兼契約締結回議書により、会計局長に物品の購入を依頼するものとされている(以下「購入依頼手続」という)。

当該機関は、物品の購入に当たり、2回に分けて発注したため、予定価格の合計額が10万円以上であるにもかかわらず、購入依頼手続をしていなかった。

(8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
商政課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
工業振興課(平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
次世代産業課(平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
産業人材育成課 (平成30年8月3日)	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、予定価格が30万円以上の 工事を契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければな らないこととされ、群馬県財務規則運用通知(平成12年3月31日会第28 号)により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させ ることのないようにすることとされている。 当該機関は、工事の発注に当たり、2回に分けて発注したため、予定価格の 合計額が333,720円であるにもかかわらず、3人以上の者から見積書を 徴することなく契約を締結していた。
コンベンション推進課(平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
コンベンション施設整備 課 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光物産課 (平成30年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

建設企画課(平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
契約検査課(平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通政策課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課(平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課(平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特定ダム対策課(平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課(平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課(平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課(平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計局 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財務課(平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

団地課(平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
施設管理室 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (平成30年7月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (平成30年8月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
監査委員事務局 (平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(17) 労働委員会事務局

監査対象機関	監査の結果
(監査年月日)	監査の結果

労働委員会事務局 (平成30年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(18) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課(平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化財保護課 (平成30年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課(平成30年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(19) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (平成30年9月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111